

交野市木造住宅 耐震診断 補助金交付申請 手続きの流れ

補助金の申請から補助金受取りまでの流れについては、下記をご参照ください。

1. 交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)の提出

申請者

- ・申請書の記入方法、添付書類等については下記をご参照ください。
- ・代理受領制度の利用を予定されている方は、代理受領予定届出書(様式第2号)を提出してください。

申請に必要な書類

- 交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書【様式第1号(第1面)】
- 補助金交付に関する誓約書【様式第1号(第2面)】
- 建築確認済証 または 検査済証の写し
- 見積明細書の写し(社印が必要)
- 建物の登記事項証明書【原本】(3か月以内に発行されたもの)
- 建物現況図(平面図等)
- 申請地の位置がわかる地図
- 耐震診断技術者であることを証する書類の写し
- 委任状(申請手続き等を依頼する場合)
- 同意書(所有者が複数の場合等)
- 交野市既存民間建築物耐震診断補助金代理受領予定届出書【様式第2号】
(代理受領制度を利用する場合)
- 上記のほか、市が必要とする書類

補助金交付申請書【様式第1号(第1面)】の記入例

様式第1号(第1面)

申請日: _____ 年 月 日

交野市長様

補助申請者 住所 _____
(フリガナ)
氏名 _____
電話番号 _____

交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書

交野市既存民間建築物耐震診断補助金の交付を受けたいので、交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

建築物の名称					
建築物の所在地	(住所)				
建築物の所有者	(氏名)		(電話番号)		
用途	専用住宅、共同住宅(戸)、長屋住宅(戸)、学校、体育館、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、病院、その他()				
構造	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造				
規模	地上	階・地下	階	建築面積	延べ面積
建築確認年月日	年 月 日				
建築年月日	年 月 日		竣工		
設計図書の有無	意匠図面	全部有	一部有	無	
	構造図面	全部有	一部有	無	
	構造計算書	全部有	一部有	無	
備考					受付

(裏面(第2面)につづく)

※注意 申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

申請日を記入してください。

※1)申請者は原則、建物の所有者を記入してください。相続等で申請者と所有者が異なる場合は、申請者が所有者であることを証明できる書類の提出が必要です。

※2)申請者が自署できない場合、記名押印をしてください。申請書に記名押印をした場合、申請以後の一連の手続き(着手届や完了報告書等)に使う印鑑はすべて同じものを使用してください。

建築確認申請書や登記事項証明書等で確認し、記入してください。

建築図面等の有無について該当するものに○印をつけてください。

2. 交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知

交野市

- ・内容審査の上、補助金交付決定後通知します。
なお、この通知があるまでは契約や耐震診断を事前に行わないでください。
(補助金が受け取れなくなりますのでご注意ください。)

3. 交野市既存民間建築物耐震診断着手届(様式第5号)により届け出

申請者

- ・交付決定通知書(様式第3号)が届きましたら、受け取った日から90日以内に耐震診断に着手していただき、上記の耐震診断着手届(様式第5号)を提出してください。耐震診断実施日は耐震診断技術者と調整してください。

4. 交野市既存民間建築物耐震診断完了報告書(様式第8号)の提出

申請者

- ・耐震診断を終え、診断結果が出ましたら速やかに耐震診断完了報告書(様式第8号)に次の書類を添付して提出してください。
 - 耐震診断報告書(写真含む)(耐震診断技術者が作成したものの写し)
 - 耐震診断費用に係る領収書の写し(代理受領利用を除く。)
 - 耐震診断費用に係る明細書(請求書)の写し
 - 耐震診断費用の明細書に記載された請求金額から補助額を差し引いた額の領収書(代理受領利用時に限る。)
 - 交野市既存民間建築物耐震診断補助金の代理受領に係る委任状(様式第9号)(代理受領利用時に限る。)
 - その他、市が必要とする書類

5. 交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第10号)により通知

交野市

- ・補助金交付請求書(様式第11号)をご提出いただきますと、概ね1か月後にご指定の金融機関の口座に補助金をお振込みいたします。

6. 交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書(様式第11号)を提出

申請者

- ・内容確認の上、補助金が確定したものは、交野市より申請者宛に郵送等により補助金の確定額を通知します。

7. 補助金の振り込み

代理受領制度を活用された場合の注意事項について

代理受領事業者は交野市から補助金が振り込まれたら、補助金額と同じ額の領収書を申請者に発行してください。また、その領収書の写しを交野市へ提出してください。補助金額と同じ額の領収書の写しを交野市に提出することで、代理受領制度を活用した補助金に係る手続きは完了します。手続きが完了できない場合、補助の取消しや補助金の返還が必要となる場合がありますので、必ず補助金額と同じ額の領収書の写しを交野市へご提出ください。

※詳しくは、交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課 (072-892-0121) にお問い合わせください。